

社会保険労務士法の一部を改正する法律案要綱

第一 社会保険労務士業務の拡大

一 紛争解決手続代理業務の追加

(1) 社会保険労務士の業務に次の業務を加えるものとする。 (第二条第一項関係)

イ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十四条第一項の調停の手続について、紛争の当事者を代理すること。

ロ 都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争に関するあっせんの手続について、紛争の当事者を代理すること。

ハ 個別労働関係紛争（紛争の目的の価額が民事訴訟法第二百六十八条第一項に定める額（六十万円）を超える場合には、弁護士が共同受任しているものに限る。）に関する民間紛争解決手続であつて厚生労働大臣が指定するものを行うものについて、紛争の当事者を代理すること。

(2) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会における同法第五条第一項のあっせんの手続の代理及び(1)の業務（以下「紛争解決手続代理業務」という。）は、紛争解決

手続代理業務試験に合格し、かつ、その旨の付記を受けた社会保険労務士（以下「特定社会保険労務士」という。）に限り行うことができるものとする。 （第二条第二項関係）

(3) 紛争解決手続代理業務には、紛争解決手続について相談に応ずること、当該手続の開始から終了に至るまでの間に和解の交渉を行うこと及び当該手続により成立した和解における合意を内容とする契約を締結することが含まれるものとする。 （第二条第三項関係）

二 業務を行い得ない事件

紛争解決手続代理業務に関し、社会保険労務士の業務の制限に関する規定を整備すること。 （第二十条関係）

第二 紛争解決手続代理業務試験

一 紛争解決手続代理業務試験の実施

紛争解決手続代理業務試験は、紛争解決手続代理業務を行うのに必要な学識及び実務能力に関する研修であつて厚生労働省令で定めるものを修了した社会保険労務士に対し、当該学識及び実務能力を有するかどうかを判定するために行うものとする。 （第十三条の三第一項関係）

二 紛争解決手続代理業務試験の試験事務の連合会への委託

厚生労働大臣は、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）に紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務（合格の決定に関する事務を除く。）を行わせることができるものとする。

（第十三条の四関係）

第三 紛争解決手続代理業務の付記

一 紛争解決手続代理業務の付記

（1） 社会保険労務士は、その登録に紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記（以下「紛争解決手続代理業務の付記」という。）を受けようとするときは、付記申請書を厚生労働省令で定める社会保険労務士会を経由して連合会に提出しなければならないものとする。 （第十四条の十一の二関係）

（2） 連合会は、紛争解決手続代理業務の付記の申請を受けたときは、遅滞なく、当該社会保険労務士の登録に紛争解決手続代理業務の付記をするとともに、当該申請者にその者が特定社会保険労務士である旨の付記をした特定社会保険労務士証票を交付しなければならないものとし、当該証票の交付を受けた者は、遅滞なく、社会保険労務士証票を連合会に返還しなければならないものとする。

こと。(第十四条の十一の三関係)

二 紛争解決手続代理業務の付記の抹消

連合会は、紛争解決手続代理業務の付記を受けた者が、偽りその他不正の手段により当該付記を受けたことが判明したときは、当該付記を抹消しなければならないものとする。 (第十四条の十一の四関係)

三 紛争解決手続代理業務の付記の公告

連合会は、紛争解決手続代理業務の付記をしたとき、及びその付記の抹消をしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもって公告しなければならないものとする。 (第十四条の十一の五関係)

四 特定社会保険労務士証票の返還

特定社会保険労務士の紛争解決手続代理業務の付記が抹消されたときは、その者は、遅滞なく、特定社会保険労務士証票を連合会に返還しなければならないこととともに、連合会は、社会保険労務士証票を再交付しなければならないものとする。 (第十四条の十一の六関係)

第四 労働争議不介入規定の削除

社会保険労務士の労働争議への介入を禁止する規定を削除すること。（第二条第一項第三号及び第二十

三条関係）

第五 社会保険労務士法人に関する規定の整備

一 業務の範囲

社会保険労務士法人は、定款で定めるところにより、紛争解決手続代理業務を行うことができるものとする。及び紛争解決手続代理業務は、社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限り、行うことができるものとする。（第二十五条の九関係）

二 業務の執行

紛争解決手続代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人における紛争解決手続代理業務については、特定社会保険労務士である社員（以下「特定社員」という。）のみが業務を執行する権利を有し、義務を負うものとする。（第二十五条の十五第二項関係）

三 法人の代表

紛争解決手続代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人における紛争解決手続代理業務に

については、特定社員のみが、各自社会保険労務士法人を代表するものとするが、当該特定社員の全員の同意によつて、当該特定社員のうち特に紛争解決手続代理業務について社会保険労務士法人を代表すべきものを定めることができるものとする。 (第二十五条の十五の二関係)

四 社員の責任

紛争解決手続代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人が紛争解決手続代理業務に関し依頼者に対して負担することとなつた債務を当該社会保険労務士法人の財産をもつて完済することができないとき又はその財産に対する強制執行が効を奏しなかつたとき(特定社員が社会保険労務士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除く。)は、特定社員(当該社会保険労務士法人を脱退した特定社員を含む。)が、連帯して、その弁済の責任を負うものとする(当該社会保険労務士法人を脱退した特定社員については、当該債務が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合を除く。)(第二十五条の十五の二関係)

五 紛争解決手続代理業務の取扱い

紛争解決手続代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人は、特定社員が常駐していない事

務所においては、紛争解決手続代理業務を取り扱うことができないものとする。 (第二十五条の十

六の二関係)

六 特定の事件についての業務の制限

紛争解決手続代理業務に関し、社会保険労務士法人の業務の制限に関する規定を整備すること。 (第二十五条の十七関係)

第六 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第一及び第五は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の施行の日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 経過措置等

この法律の施行に伴う所要の経過措置等を定めるものとする。 (附則第二条から第四条まで関係)

三 関係法律の一部改正

関係法律の一部を改正するものとする。 (附則第五条及び第六条関係)